

産政第593号
令和2年3月18日

企業の皆様へ

茨城県産業戦略部長

新型コロナウイルス感染症に係る配慮について（依頼）

日頃から、本県の産業振興にあたり、格別なるご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今回の新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、県民生活や本県の企業の活動に大変大きな影響を与えております。

本県におきましても、3月17日に初の感染者が確認されましたが、社員の海外出張がその原因ではないかと考えられております。御社の企業活動におかれましても、下記ご配慮のうえ、感染拡大の防止へのご協力をお願い申し上げます。

記

1 社員・従業員に対し、手洗い、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防対策を改めて呼び掛け、徹底に努めること。また、出張の際は、混雑する空間をなるべく避けるなどの配慮をすること。

2 社員の海外出張に際しては、出張先における最新の感染被害状況を確認し、必要に応じて延期を検討・指示するなど、十分に配慮すること。

また、海外から帰国した社員については、体調等の報告を上司が受け、必要に応じて14日間を目安とした自宅待機を指示するなど、経過観察に努めること。

3 社員等において、37.5°C以上の発熱が4日以上続くなど、新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合には、当該社員に自宅療養を指示するとともに、事業所内で十分な対策を行い、万一の感染発生に備えること。

また、県庁の「帰国者・接触者相談センター（24時間対応。電話029-301-3200）」又は事業所所在地を管轄する保健所に連絡し、指示を受けること。

【参考】

- ・ 新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために（厚生労働省）
- ・ ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合、家庭内でご注意いただきた
いこと～8つのポイント～（厚生労働省）
- ・ 保健所管轄図（保健所再編パンフレット）（茨城県保健福祉部厚生総務課）

（本文書に関するお問い合わせ）

茨城県産業戦略部産業政策課 産業企画グループ 担当 小川

電話 029-301-3525